

福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表

No.	項目	申請内容	変更	前回申請時(令和4年2月)内容																																
1	運送主体	(名称) NPO法人 ポプラ介護輸送 (所在地) 練馬区旭町2丁目11番14号 (代表者) 理事長 並木 政信		(名称) NPO法人 ポプラ介護輸送 (所在地) 練馬区旭町2丁目11番14号 (代表者) 理事長 並木 政信																																
	事務所	(名称) NPO法人 ポプラ介護輸送 (所在地) 練馬区旭町2丁目11番14号		(名称) NPO法人 ポプラ介護輸送 (所在地) 練馬区旭町2丁目11番14号																																
2	登録の有効期間	令和6年4月28日～令和9年4月27日	○	令和4年4月28日～令和6年4月27日																																
3	法令順守	様式第3号「宣誓書」のとおり		様式第3号「宣誓書」のとおり																																
4	旅客から收受する対価	【運送の対価】 ・距離制 ・初乗り～1kmまで 300円、以降1kmごと150円加算 【運送の対価以外の対価】 ・待機料金 1,000円/時 ・乗降介助、室内(院内)介助料金 500円 ・ストレッチャー使用料 2,000円 ・リクライニング車いす使用料 1,000円		【運送の対価】 ・距離制 ・初乗り～1kmまで 300円、以降1kmごと150円加算 【運送の対価以外の対価】 ・待機料金 1,000円/時 ・乗降介助、室内(院内)介助料金 500円 ・ストレッチャー使用料 2,000円 ・リクライニング車いす使用料 1,000円																																
5	使用車両	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通車両</th> <th>福祉車両</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有車両</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>持込車両</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		普通車両	福祉車両	計	所有車両	0	2	2	持込車両	0	0	0	計	0	2	2		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通車両</th> <th>福祉車両</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有車両</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>持込車両</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		普通車両	福祉車両	計	所有車両	0	2	2	持込車両	0	0	0	計	0	2	2
		普通車両	福祉車両	計																																
所有車両	0	2	2																																	
持込車両	0	0	0																																	
計	0	2	2																																	
	普通車両	福祉車両	計																																	
所有車両	0	2	2																																	
持込車両	0	0	0																																	
計	0	2	2																																	
	使用権原																																			
6	運転者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>普通免許</th> <th>二種免許</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	普通免許	二種免許	計	2	0	2	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>普通免許</th> <th>二種免許</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	普通免許	二種免許	計	1	2	3																				
	普通免許	二種免許	計																																	
2	0	2																																		
普通免許	二種免許	計																																		
1	2	3																																		
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号および同第3項第2号に規定する講習を受講している。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号および同第3項第2号に規定する講習を受講している。																																
7	輸送の安全及び旅客の利便の確保	「運行管理の体制等を記載した書類」のとおり	○	「運行管理の体制等を記載した書類」のとおり																																
8	運送対象	(態様の種類) イ. 身体障害者(8名) ロ. 精神障害者(1名) ハ. 知的障害者(0名) ニ. 要介護認定者(0名) ホ. 要支援認定者(0名) ヘ. 基本チェックリスト該当者(0名) ト. その他の障害(0名) 登録会員数 9名		(態様の種類) イ. 身体障害者(10名) ロ. 精神障害者(1名) ハ. 知的障害者(0名) ニ. 要介護認定者(4名) ホ. 要支援認定者(0名) ヘ. 基本チェックリスト該当者(0名) ト. その他の障害(0名) 登録会員数 15名																																
	形態	運送の発地または着地のいずれかが練馬区内にある。		運送の発地または着地のいずれかが練馬区内にある。																																
9	損害賠償措置	自動車保険		自動車保険																																
	乗降介助時等保険	全車両とも、要件である対人:無制限、対物:無制限の自動車保険に加入している。 賠償責任保険に加入している。		全車両とも、要件である対人:無制限、対物:無制限の自動車保険に加入している。 賠償責任保険に加入している。																																
10	その他	【運送の実績等】 令和4年度の実績については別紙のとおり。																																		

令和5年12月15日

## 福祉有償運送団体登録更新時の運送実績把握資料

### (1)団体名

NPO 法人 ポプラ介護輸送

### (2)保有車両台数(年度末時点)

(単位：台)

	福祉車両	セダン	総数
令和4年度	2	1	3

### (3)就任予定運転者数(年度末時点) (単位：人)

	令和4年度
運転者数	3

※新規または更新登録時の「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」より（「運転協力者登録変更報告書」により変更の報告があった場合は、その数も反映させています）。

### (4)旅客の範囲および人数の推移

旅客の範囲						
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
○	○	○	○	○	○	○

(単位：人)

旅客の範囲別会員数										
年度\人数	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	重複 人数	会員 総数	備考
令和4年度	8	1							9	

※旅客の範囲の説明 ※令和2年度改定

- イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
- ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（自閉症、学習障害を含む）を有する者

## (5)運行実績の推移

	走行距離 (単位：km)	運送回数 (単位：回)	運送収入 (単位：千円)	平均走行距離 (単位：km)	走行1キロ あたり収入 額 (単位：円)	運送1回 あたり収入額 (単位：円)
令和4年度	15,612	248	1,165	62.95	75	4,698

## (6)団体の運賃等

対価の設定方法	距離制（乗車した地点から降車した地点までの走行距離）
運送の対価	・ 1 kmまで 300 円、以後 1 kmごとに 150 円加算
運送の対価以外の対価	・ 待機料金 1 時間につき 1,000 円 ・ 介助料金 500 円（乗降介助、室内介助） ・ ストレッチャー使用料 2,000 円 ・ リクライニング車いす使用料 1,000 円

## (7)事故件数

年度	件数	備考
令和4年度	0	

# 苦情対応記録

## 1 対象団体

NPO 法人ポプラ介護輸送

## 2 苦情の内容

利用者が NPO 法人ポプラ介護輸送を利用。利用後に請求された金額が区 HP に掲載されている料金体系に基づいた料金ではなく、過大に請求された。その旨を利用者が団体に伝えたが、料金は変更されなかったため、請求された金額を支払った。

## 3 経緯

10月31日（火）利用者が NPO 法人ポプラ介護輸送を利用

11月1日（水）利用者の家族が区へ上記の苦情の内容を連絡

同日 区から NPO 法人ポプラ介護輸送へ事実確認および問題指摘（4 区の対応及び団体の内容（2）①～⑤）を行う

11月2日（木）～12月6日（水）

運輸支局と苦情内容等を共有し、改めて団体へ指示（4 区の対応及び団体の内容（2）⑥）を行う

11月8日（水）団体が利用者へ過大に収受した利用料を返金

同日 団体が苦情報告書を区へ提出

#### 4 区の対応及び団体の対応

(1) 区から団体へ聞き取りを行い、以下の内容を確認

- ①普段の利用者と比較し、介助が多い利用者だったため、料金を過大に収受したこと
- ②他に過大に利用料を収受したことはないこと

(2) 区から団体へ指摘を行い、団体が指摘に対して下記の通り対応した

区の指摘内容	団体の対応
①過大に収受した利用料を利用者に返金すること（道路運送法施行規則第 51 条の 15)	①利用者へ過大に収受した利用料を返金した
②苦情報告書を区へ提出すること（練馬区福祉有償団体各種手続きマニュアル)	②区へ提出した
③料金体系について事前に利用者に説明し、了承を得ること（道路運送法第 79 条の 8)	③受注時に料金体系を利用者に説明し、料金表を車内に掲示することとした
④協議会で承認されている利用料を請求すること（道路運送法施行規則第 51 条の 15)	④・今回の苦情の件を社内で共有し、制度に関する勉強会を行い、制度を見直した ・受注時に料金体系を利用者に説明し、料金表を車内に掲示することとした
⑤料金変更をする場合は協議会で協議をする必要があるため、まずは区に申請すること（道路運送法施行規則第 51 条の 15)	⑤現状、料金変更をする予定はない
⑥料金の公示等の義務を徹底すること（道路運送法第 79 条の 8)	⑥受注時に料金体系を利用者に説明し、料金表を車内に掲示することとした